



# 神奈川県立新栄高等学校

## 学校生活の心得

この学校生活の心得は、生徒諸君が本校の教育目標に従い、よりよい学校生活を送り、良い校風を築いてゆくために必要な実践上の心得を示したものである。従って、本校生徒諸君は、すすんで、自主・自律的にこの指針の履行に努めよう。

### (1) 生活一般

本校生徒は、校内外において高校生としての自覚を常にもって、良識ある行動をとる。

ア お互いに人格を尊重し、敬意を表し、生徒相互間もあいさつをかわし、来校された人にも、失礼がないように心がける。

イ 服装は服装規定に従い本校生徒にふさわしい端正調和の美を失わないようにする。

ウ 特別の理由によって所定の服装が着用できない場合は、学級担任に届け出て許可をうける。

(異装届)

エ 法規に反すること(飲酒・喫煙等)はもちろん、高校生としての品位を傷つけるような行為はしてはならない。又、学習生活に不必要的もの、品位を傷つけるような物品の所持は望ましくない。

オ パーマネント・ウェーブ及び染色、脱色、エクステンション等の装飾は禁止する。

カ 所持品は、必ず氏名を明記する。必要以上の金品は持参しない。なお、貴重品の所持、保管については、十分留意すること。

キ 金品の紛失・盗難・拾得の場合、速やかに学級担任、又は関係職員に届け出る。(紛失・盗難・拾得届)

ク 生徒間の金銭・物品の徴収、若しくは、売買・貸借は、みだりにしてはならない。やむを得ず徴収する場合は、必ず関係職員に届け出て許可を受ける。

ケ 校内の掲示物・印刷・出版物の配布等は、①生徒会②グループ及び関係職員の許可を受けなければならない。

コ 校内において、集会等の行事開催を希望する場合は、関係職員に相談すること。

サ 学校の許可を必要とする校外の競技会・会議等に参加する場合は、関係職員を通じて、学校の許可を受けること。

シ スイッチ・火災報知器・防火扉・消火器などに必要もなく手を触れてはならない。

## (2) 登下校

- ア 登校は、余裕をみて家を出るようにし、朝のホームルーム開始の時刻までに入室できるようにする。
- イ 交通法規を守り、事故のないように注意するとともに、本校生徒としての品位の保持を心掛けろ。又、安全確保のため、できるだけ単独での登下校は避ける。
- ウ 登校後の外出は認めない。外出を必要とする場合は、必ず学級担任、あるいは関係職員の許可を受ける。(外出許可証)
- エ 登下校及び学校行事・部活動等の教育活動におけるバイクや自動車の使用を禁止する。
- オ ケガ、病気等で保護者による送迎を必要とする場合は、学級担任に届け出ること。
- カ 自転車通学を希望する者は、所定の届けを提出し許可を得る。(自転車通学登録票)
- キ 下校は、午後5時までに完了する。部・同好会活動等で、下校時刻を延長する場合は、所定の時刻(午後6時30分)までに下校すること。なお、下校の際は、戸締り・消灯・火気に充分留意すること。
- ク 登下校時の服装は、休暇中も含めて制服とする。履物は靴とし、上履きは所定の物を使用する。なお特別の理由で制服、靴等が、使用できないときは、学級担任に届け出る。(異装届)

## (3) 届出・願出

- ア 事前に分かっている欠席・遅刻・早退・欠課は、生徒手帳の諸届欄に記入して、学級担任に届け出る。緊急の場合は、電話等で直接学校に連絡する。  
なお、欠席期間が長期になる場合は、学級担任からの連絡を取れるようにしておく。
- イ 体調不良等による当日の早退は、学級担任か関係職員に伝えてから早退する。(早退許可証)
- ウ 忌引の場合は、学級担任に届け出る。なお、忌引は次の基準による。  
父母……7日  
祖父母、兄弟姉妹……3日  
3親等内の親族、その他同居親族……1日
- エ 学校施設・備品等の借用は、あらかじめ願い出て許可を受ける。(学校施設等使用願)
- オ 校舎・校具その他の公共物を大切にし、万一破損又は汚損したときは、速やかに学級担任あるいは関係職員に届け出る。(校舎、校具破損届)
- カ アルバイトは望ましくない。しかし、やむを得ない事情のときは、保護者の承認をえて学級担任に届け出る。(アルバイト届)

## 服装規定

(1) 生徒は本校所定の制服を、下記の要領に従って着用すること。

ア 正装時の制服

(ア)所定の上着(ブレザー)、所定のズボン・キュロットスカート、所定のネクタイ・リボンおよび青色無地のYシャツ(指定)、白色無地のYシャツもしくはブラウスを着用する。

(イ)学校行事、式典など特に指定のあった時は正装時の制服を着用する。

(着用についてはその都度指示する。)

イ 略装時の制服

ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。

ウ 夏季の衣替え期間及び移行期間中の制服

学校行事や式典など特に指定のあった場合を除き、以下に掲げる範囲の制服を認め  
る。

(ア) ブレザーを着用しなくてもよい。

(イ) ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。

(ウ) 青色無地のYシャツ(指定)の他に白色無地のYシャツもしくはブラウス、  
白色無地のポロシャツを着用してもよい。

(エ) 移行期間中は夏季の衣替え期間の制服と同じでもよい。

(2) 防寒について

防寒服(ベスト、セーター、カーディガン)については、推奨品を基本とし、黒、

白、グレー、紺の無地で、高校生らしいものを着用すること。通学時のコート類については、  
防寒服の色と同じものに加えて茶も可とする。